

妻鳥陵墓参考地東宮山古墳の遺物と遺構について

三 木 文 雄

一 は し が き

当書陵部に収蔵する愛媛県川之江市妻鳥町（元宇摩郡妻鳥村）に所在する陵墓参考地東宮山古墳出土の遺物は、明治二十七月三月二十日当地区民が偶然の機会に当該古墳石室内より帯出したものであつて、^(註) 学術的精査をへていないことから、副葬遺物の全貌を伝えるとはいいがたい。かつそれらの遺物の石室内における所在のあり方については何らつたえ

るところがなく、したがつて考古学的資料としての価値は高いものといいがたい。それだけに学問的な処理のむづかしさが伴う。しかし現在収蔵せられる遺物のうちには、金銅透彫帯冠をはじめ三葉透環頭柄頭などの如くきわめて学術的に重要な遺物をふくんでいる。このように遺物の考古学的な資料価値は高くないとはいへ、学問的な重要性から当該古墳が木梨輕皇子の墳墓でないかとの考慮のもとに明治二十八年十二月四日陵墓参考地として指定され、出土遺物は一括宮内省に移され、一物も損ずることなく今日に伝えられてきたことは幸といえる。

当参考地には永らく石室に開孔部分があつたが、これを閉鎖修理するに當つて、筆者は現状調査を依頼され、昭和三十四年三月、該古墳の調査を行った。その結果はさきに報告を果しておいたが、いま該古墳出土遺物とあわせた考察を紀要に求められるままにつづることにした。なお本稿を草するにあたり、墳丘、横口式石室の製図については倉敷考古館真壁忠彦氏に、衝角式冑の実測は東京国立博物館村井崑雄技官、その他の実測および一部墨入れは国学院大学大学院学生青木繁君の厄介になつた。銘記してその好意を謝す。

註 妻鳥村前谷喜久郎より愛媛県知事小牧昌華宛の埋蔵物発見届及び埋蔵物発見理由御届、明治二十七年年度埋蔵物録

二 出土遺物について

まず出土遺物から述べるが、その品目は次の通りである。

鏡

1 長宜子孫銘内行花文鏡

装身具

一

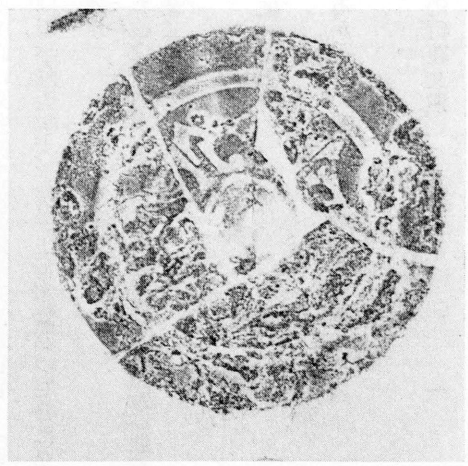
2	金銅透彫帯冠	一
3	金環	二
4	銀平玉	二
5	水晶切子玉	七
6	碧玉管玉	三
7	琥珀棗玉	一
8	銅小鈴	一
武器、武具		
9	横剣板鉾留衝角式冑	一
10	三葉透金銅環頭柄頭	二
11	馬鐙	四
12	鹿角舌	一
日常器		
13	須恵広口埴	一
14	須恵蓋坏	三
15	土師高坏	一

(1) 長宜子孫銘内行花文鏡(図版二一、第一図)

四つに大きく破砕していたが、いま接合修理せられて完形になる。面径九・六センチの小形の長宜子孫銘内行花文鏡である。白銅の良質であるが、表裏ともに錆つよく、背面の施文をいちじるしく損じているが、

銹間からこの鏡の施文

なり特徴をうかがつてみよう。〇・二センチのからい面のそりをもつ鏡面からかるく傾斜して背面につづく外縁は〇・三センチで厚くはなく〇・九センチ幅のやや広い平坦を呈するが、内よりにきわめてかるく傾いて厚さを減じ、やゝ広い溝をはさんで内区にうつる。鏡背の中心に鏡の厚さを加えた高さ一・一センチの小形のわりには高い鈕があり、この鈕をとりまく二・三センチ径の円座から四方に四葉をさし出し、内区の八弧文と一体になる。内行花文鏡の常道からするとこの四葉は鈕座であつて鈕座と内区との間を素圏で区切つて、鈕座と外縁との間にある弧文が内区の主文であり、鈕座の四葉間と内区の弧文の間にそれぞれちがつた銘を加える。ところがこのような小形の内行花文鏡になると、鈕座と内区とを仕切る素圏はなく、蝙蝠形四葉とよばれる大ぶりの四葉鈕座を直ちに八つの弧文でとりまき、鈕座の四葉と一体になつて内区の主文を構成する。したがつて四葉のそれぞれの間であり、それはまたそとをとりまく



第一図 長宜子孫銘内行花文鏡拓本

弧文二つおきの間にあたつて一字づつあわせて四つの文字の銘を配して
いる。この四葉間に配した文字は「長」と「宜」の二字がよみとれる
が、他の二区の文字は鏤のためよみとりがたい。恐らく「子」と「孫」
であることは同系統の諸鏡から推して間違ひなからう。この文字は漢隸
でかゝれ、文様的で、鈕座の蝙蝠形四葉とマッチしてにぎやかな主文と
なる。このような省略された小形の内行文鏡は中国ないし楽浪からも
出土しておつて、漢代中国製作の舶載品とみてよい。

(2) 金銅透彫帯冠(図版三一)

すそに唐草文透し、それから上の主要部は劍菱形透彫りの左右二枚の
銅板を右袷に一・〇センチ前後の幅を重ねあわせ、たてに二・五センチお
きの鉾で留め、上板が上よりで左右にかかるくひらき、劍菱形におわる立
上り付きの透彫金銅帯冠であるが、両端と上縁を失つて全形を推しがた
い。中央重ねの上に裾から〇・三センチ引上つて幅一・〇センチ、たて
長さ三・一センチのたて長四角の銅板の小札で、別の銅板を主体の透彫
上板との間におさえて上下二つの鉾でとめている。この小札のたて長さ
に等しい広い幅で左右にひろがつた飾金具とさつせられるが、左右両側
の大半を失つてもとの形を推しがたい。中央の立上りは中ごろでおれて
いるために直ちに接合しうるものか否かきめがたいが、折損部分にこぼ
れのないものと見ると、裾からの高さが現高で一六・四センチあり、立
上りの先端をいくらか失つていふことからするとさらに高いものと推し
えられて、一七センチ近い立挙が原形にとおくないものと考えられる。

この帯冠はまづ〇・六センチのせまい一文字の裾縁と一・五センチの
間隔をとつて平行する同じ幅の横帯との間に波濤状を呈する唐草のS字
形つなぎ文を、左は右向、右は左向のともに中央に向いあう形に彫り透
されて、波濤間のすそよりに切りすかした上向の三角形をあしらつた腰
の透彫りがまづ目につく。裾から六・〇センチ上よりの両側から幅〇・
七センチ幅の帯が左右にのび中ごろで二・五センチ近いかるい山形のカ
ーブをとつて両端にさがるが両端を失つてどのような形におわるかわか
りづらいが、中央の立挙を中心にして左右に二つ山形を呈する形と見ら
れ、茨城県行方郡玉造町三味塚古墳出土の透彫帯冠ないしは、透彫帯冠
残缺が鳥取県西伯郡淀江町福岡長者平古墳から出土したものに二つの複
原を想定しているそのひとつの二つ山形に近いが、本帯冠は、中央の立
挙のほかに上縁の上にさらに透彫のかざりを加える。身の主要部は左右
からの斜帯で菱形区画にわりつけ各区の上半に上向の劍菱形を透しのこ
し、下半に菱形ないしは三角透しを施した単純な裝飾意匠のくりかえし
である。その上山形を呈する上縁の横帯の上よりに上向の三角を切り透
し、かつななめ上りの透しのこしの裾部をとどめていることから、腰の
透しに似た波濤状の唐草透しが上縁にも施されていたのではないかを思
わせるが、いまはもとの形を想定しがたいまでに損じている。このよう
な透しのほかに腰のつなぎ唐草文透しの両側の帯および山形をなす上横
帯のいずれも両縁に縁どりの線ほりを加えたうえ、その間に上下交互に
点文をちらした波状の線ほりを加えており、主体部の割付けの斜帯およ

び劍菱形の透しのいずれにも線ぼりの両縁の間に植うちの列点文をかざる。このような透彫帯冠の斜帯の交点と劍菱の中央、および立拳の中央と両側さらに中央裾よりの小札でとめた飾板の遺存部のいずれにも径一・〇センチの皿形歩揺を右よじりした針金の両脚を二つの孔にさし入れて裏でとめる手法でとりつけかさついている。腰の唐草透しの部分にも同じ丸い歩揺をむすびとめているが、さらにこの唐草透しの上縁の右側中ごろに長さ三・二センチ、幅一・六センチの魚形の歩揺を結びとめている。その魚形は金銅の薄板で一面に線ぼりの縁どりを加えた内側に頭部を曲線で区切り、身には小さい半円形の線ぼりでうろこをききみ、尾と鱗にも線ぼりでかさついているこまかい細工がうかがわれる。この魚形は他に破損したものが二ヶ分あるところからしても各所にかざつたものとは考えがたく、右腰中ごろのそれと対照的な左側中ごろの腰の透しの上縁に対にかざつたほか、身の中央の立拳にひとつかさつたものでないかと思われる。

(3) 金環(図版二—3、第二図—5)

共に金製で細い針金を丸く折り曲げ、片側に〇・一五ないし〇・二センチ程度のひらきをのこした丸い輪で、いわゆる耳飾り用の金環二個である。一つは径〇・二センチの太さの針金を折り曲げた環の外径二・〇センチ、他は径〇・二五センチ太さの針金で環の外径一・八センチ、どちらもわずかにかして正円とはいいがたい。針金の太さのちがいがあ

り、環の外径の大きさもことなり太い方の環の外径が小さく、細い方の外

径が大であるこの二つの金環は対としたいといわなければならない。
 (4) 銀平玉(図版二—3、第二図—4)
 銀の薄板の鍛造品。一個は完形で平たいあげ底の皿形二つをだきあわせたつくりになり、表裏両面の中央部がわずかに丸くぼんだ平面径一・三センチ、厚さ〇・六センチの扁平な空玉である。つきあわせの中央はかるいしのが通り、一端から他端に孔を通ずるが、一方は〇・三センチと〇・二センチの半円形の大きく、他は〇・一センチにみたない小さい孔で、片面穿孔を思わせる。

他の一つは同じ扁平空玉の片側だけ遺存したもので、一端に小孔をのこし、他は縁が半円形に大きくかけている。この片われからこの平玉のうすいつくりになることがさつせられる。

水晶切子玉計測

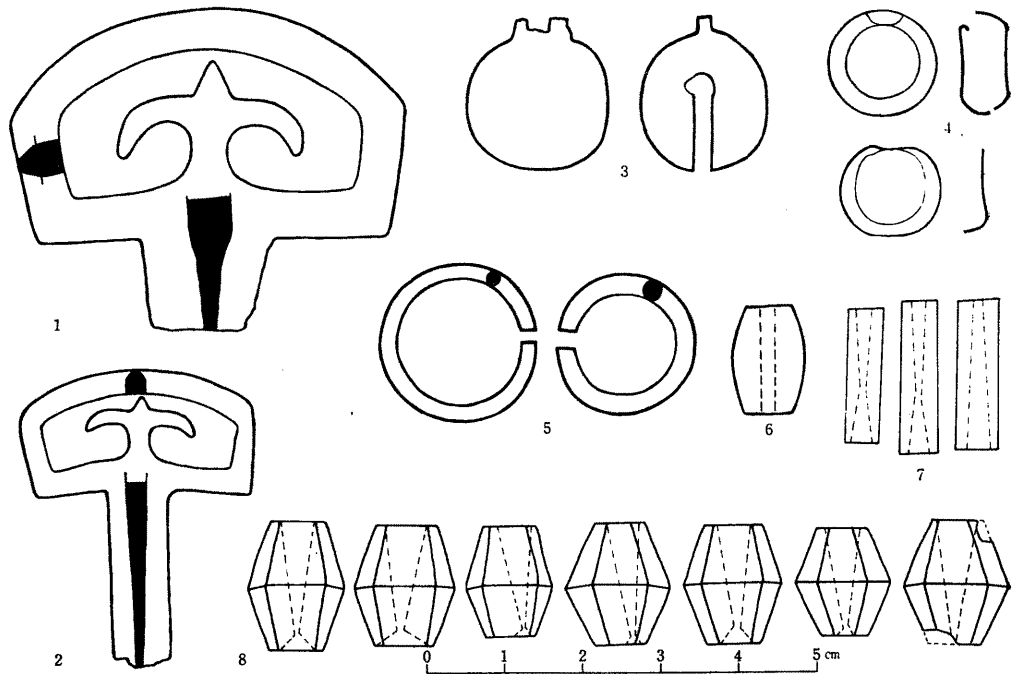
	長	胴径	穿孔	補孔
1	1.7	1.2	0.4	(大)
2	1.6	1.25	0.45	(大)
3	1.45	1.1	0.4	(小)
4	1.6	1.35	0.4	(小)
5	1.55	1.3	0.4	(中)
6	1.45	1.25	0.45	(なし)
7	1.6	1.4	0.45	(こぼれ)

(単位 cm)

(配列は実測図左より)

ているとはいえない。かつ面をなす稜の長さおよび各面の切子の大きさ

(5) 水晶切子玉(図版二—3、第二図—8)
 透明な白水晶製の切子玉で長さ一・七センチから一・四五センチまでの間のもの七個は、また径一・四センチないし一・一センチの間にある。長さ一・七センチのものの径は一・二センチを呈するに、一・六センチ長さのものの径が一・四センチを計るといふように、長さに径が応じ



第二図 1・2 環頭柄頭 3 小鈴 4 平玉 5 金環 6 棗玉 7 管玉 8 切子玉 実測図

が必ずしも均等にわりつけられているとはいえないがたい不統一な製作になる。そのどれもみな片側から穿孔されており、他の孔端を補孔したものとしからざるものがある。その穿孔面の孔径は頭部〇・七センチに対して〇・五センチの大きいものをはじめ、いずれも大きいくり方であるが、他の端は〇・一センチ前後の小さい孔を、大小のちがいがあがるが皿形の補孔によつてたすけられているものもあつて、なかに上下いずれかの孔縁をも損じたものがあることは水晶という硬質でもろい材質による。

(6) 碧玉管玉 (図版二—3、第二図—7)

こみどりの碧玉製一個は、長さ一・九センチに径〇・四センチのやや太目で、片面より穿孔している。孔の穿り口は〇・三〇〇・二センチの大きく不整な円形を呈し、他の端の孔は〇・一センチの小さいが同様な整な卵形を呈し、かつ縁よりにかたよつて通じ、補孔されていない。

他の二個はともに淡青色の碧玉で、長さ二・〇センチに径〇・三五センチと一・七センチの長さで径〇・四センチの大きいものとで、ともに両面より穿孔しておる。したがつてともに中ぼそりの孔であり、前者の一端の孔は玉の中央より縁に片よつていようえ、玉の肌面の中ほどにかるい傷をとどめている。

(7) 琥珀棗玉 (図版二—3、第二図—6)

濃い赤褐色の琥珀製で、長さは一・四センチの玉子形の上下を平に切りとつた形のいわゆる棗玉がただ一個ある。胴径が一・〇センチと〇・八センチを計つて胴丸というよりも片側がやや平ためを呈するいびつな

形にできている。上下両端から孔を穿った両面穿孔で、 $0 \cdot 2$ センチ径の筒形の孔がたてに貫通している。

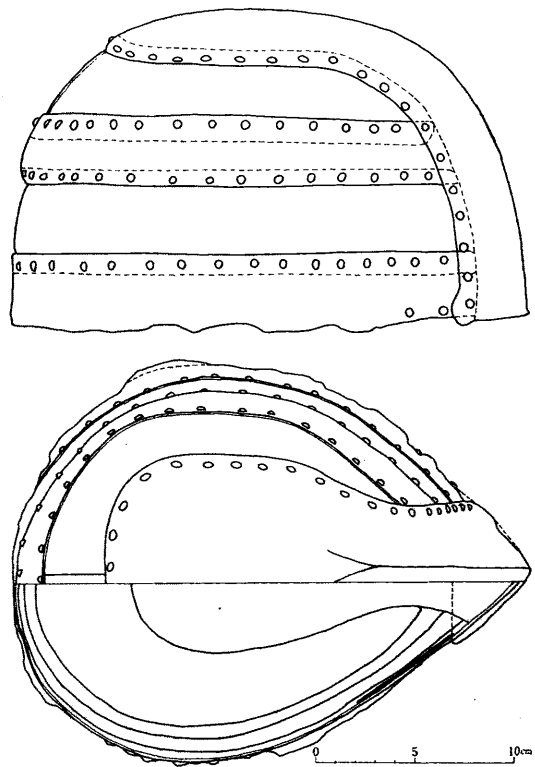
(8) 銅小鈴 (図版二—3、第二図—3)

鑄銅製の小鈴一個である。切り口の根もとにわずかの欠損があるうえ、鈴頭の凸起上半を欠いている。かけた凸起ののこりの両脚が球形の鈴の上にならびたつてわずかに立上つている。この凸起の遺存部を加えて高さ一・九センチを計るにすぎない小形で、鈴部の径は一センチ、厚さは一・五センチを計つてわずかに扁平な扁円球形で鑄はない。地肌をうかがわせないまでに暗青色の錆でつまれておるが、一部さびの剝離したところでは美しい青錆をあらわしている。内部には暗灰色を呈する径 $0 \cdot 4$ センチ前後と推される卵形の丸をふくんでいる。恐らく小石でないかを思わせる。

(9) 衝角式冑 (図版二—4、第三図)

横刃板鉋留の衝角式冑で、後頭部の一部をかくほか遺存はよいが、著しい錆と粘土におおわれて細部の観察は必ずしも容易でない。頂部から前頭部をおう杓子状の伏板と胴巻および腰巻の鉄板によつて上下二段の横刃板を鉋留したものである。胴巻と腰巻および下段の地板は、一枚の鉄板を彎曲させて鉢形を構成するが、上段の地板は左右各々別につくつた二枚の鉄板を後頭部で短ぎあわせて鉋留している。

桃実形の鉢のひたいの前にあたる衝角部の裏がわの三角状をなす前底部は、一枚の三角鉄板を鉋留し、ひたいにあたる部分の一边を折り返し



第三図 衝角式冑実測図

て豎の眉庇を形成するのが衝角式冑の構造であるが、この冑は豎眉庇を破碎欠失し、わずかに腰巻板に豎眉庇の鉋留された鉄残片の一部をのこすにすぎない。なお頂部の三尾鉄ならびに鑿もない。

鉢の大きさは高さ一六・三センチ、底部は前後が二六・〇センチ、左右二〇・一センチを計つて、左右の径が前後のそれに比べてやや広く高さもまた高い。いま前後の径に対する左右の径の比は七七・三、高さの比が六二・七を呈する。

(10) 三葉透金銅環頭柄頭 (図版二—2、第二図—1・2)

環はともにさかさ台形の上縁が弧状の低い圭頭形で、底は左右よりや

や内上りの環に忍冬唐草文風の三葉形を透す金銅環頭柄頭が大小二個ある。

大きい方の一つはわずかに両側より内にあがる幅四・五センチの底環からかかる外開きに立上つた両側環での上幅は五・一センチにひろがり、上縁がかかるい弧状にふくれた形の環で、底環の中央での幅一・七センチ、厚さ〇・四センチで長さ一・二センチの短かい茎が、幅あつさとも先にそりする。これを加えて全長四・一センチを計る環頭柄頭で、全面に粘土をまじえた暗緑色の銹で厚くつまれ、茎部にわずかに青銹が見える。

茎につづく環底は表裏と内外両側壁面とも平坦で幅〇・四五センチ厚さ〇・四センチのほぼ四角に近い断面を呈するが、左右両側環と上縁をなす環の厚さ〇・四センチで表裏両面の幅は〇・五センチあつて、内側よりの半ばは内側壁面に直角の平坦な面を呈し、中ごろでかるい鑄をつくつて表裏より外側に傾いて縁は丸くおわる。上縁の環の中ごろよりがわずかに幅をまし重みを加え、全体のバランスを保つに役立つている。

環底の中央から立上つて左右にひらく両枝はかるくたれさがつて、中央に立上る剣先状の枝とあわさつて所謂三葉形となる。この三葉形は側壁面および表裏両面とも平坦で、環に見られたような工作は施されていない。

茎の端に見られる青銹はうづ高く、目釘孔の所在をたしかめがたいまでもにもりあがつているが、その銹はこの茎の端をまいた纖維質をさびか

ためたものと推されるふしがある。

小さい方の一つは茎の端を損じてもとの長さを知りたが、茎は前者に比べて長く現在二・三センチをのこしている。この茎を加えて全長三・八センチを計るにすぎない小形である。二・三センチの長い茎は環底のもとではば〇・八センチで、その厚さ〇・三センチと薄い、同じ幅のまま茎端に近づくにしたがつてうすすぎ、茎端で〇・一センチ以下ときわめて薄い。

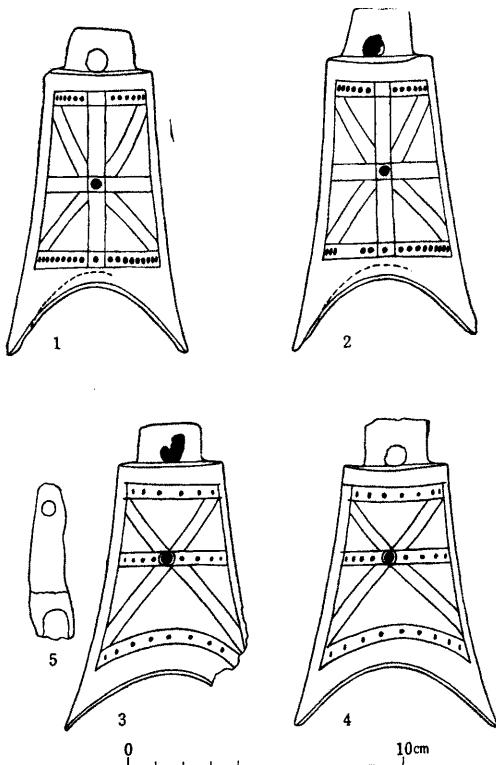
左右よりかかる内あがりになる環底での幅は二・八センチ、その環の幅は〇・三センチに厚さまた〇・三センチで、表裏両面と内外両側壁面はいずれも平坦で直角をなし、したがつて角の断面を呈している。ところがこの環底の左右から外開きに立上る左右両側環のうち一側の環はとくに環底に近い裾が幅ひろく上よりにせまい形で、三・〇センチの幅の上縁の環につづく。この左右両側環並に上縁の環ともに内側よりは平坦な内側壁面に直角の平坦な面取りで半ば外側よりにしのぎをつくり、しのぎから外側は表裏両面から傾くことは前者と等しいが、外側を内側壁面と平行するせまい平坦な面取りに仕上げていることは前例と異つた技工上の丁重さがうかがい知られる。環底の中央より立上つて左右に開く両枝の先端はするどい剣先状を呈しながらかるくたれさがつて、中央に上へのびた枝とから三葉形を形づくっていることは前例とかわりない。この三葉形に加工はなく面および側面とも平坦であることも前例とかわりない。一面は暗青色の銹におおわれ、ところどころ蝦蟇斑銹がもり上

つているが、他の面ではさびの間に輝かしい黄金色の地肌をうかがわせる金銅製の柄頭である。この金銅小環頭柄頭は左右両側環が同一な幅を呈していないで、片側の環が著しく上下で幅をことにし、かつしのぎがせまい環の上よりでは内側によつて内側よりの面をいちじるしくちぢめているなどはたがねの切り方のゆきすぎを思わせるし、また茎端の著しく薄い出来などは鍛造でないかを思わせる。

(11) 馬鐸 (図版三—2、5、第四図)

四個あつていずれも鑄銅製で、たてとよこの帯および斜帯をX形に組合せわけた身の三角形区画内に珠文をうづめかざり、他の面を素文にのこすことは等しいが、その帯でのわりつけかたにちがいがあつた。

その一つは(第四図1・2)肩に素文部をのこして珠文のある肩帯と、そ



第四図 馬鐸及び舌実測図

れに平行する裾の帯にも同様珠文を加えるが、この上下の帯で仕切られた身をたてとよこの十字形帯で四区画に区切る。この中央のたてとよこ帯は上下の両横帯とことなつて珠文を加えぬ素文である。たてと横の両帯で四区画にわりつけたうえに、素文の斜帯二条を中央でX形に組合せて各区をさらに二分する。したがつて八つの三角形の区画にわりつけ、いずれの区画内にも珠文をうづめる。中たてと中よこ両帯および斜帯の交叉する身の中央に小形の乳一つおいて、各区の珠文を引立てている。たてとよこおびは互いにおかしあつてはいるが、斜帯はいずれの帯にも切りこまない。同じ趣向のものが二つあり、計測表の示すように、全長一二・五センチと一二・一センチでややことなる二つの肩幅はともに長径三・八センチ、短径二・二センチと二・一センチで約六〇%弱の扁円筒形である。これが六・六センチあるいは六・五センチにひろがる裾は、施文のある面で二・六センチないし二・五センチの強い内湾を呈し、裏面でも三・二センチと三・〇センチの内湾で、表裏で内湾度のことなることが注意にのぼる。裾縁は外面傾斜に仕上げられている。表の示す通り二者は長さとし紐の厚さを異にしておつて同一といいたいが、しかし身の主文をなす各帯幅とその長さ、および割付の区画ないしは珠文の位置と数まで等しいことから、身は同範とみとめうるでないかを考えさせる。

他の二個の馬鐸は(第四図3・4)法量表に示す通り、それぞれ全高一〇・九センチと一一・一センチで肩幅三・八センチは前例と同一であるが、短径が二・三センチと二・四センチは前例より大で、したがつて筒

馬 鐸 計 測

	総 高	舞		鈕			裾幅		裾内湾		
		長径	短径	長	裾幅	上幅	厚	長径	短径	表	裏
1	12.5	3.8	2.2	1.8	2.5	2.1	0.4	6.6	3.4	2.6	3.2
2	12.1	3.8	2.1	1.4	2.5	2.1	0.25	6.5	3.5	2.5	3.0
3	10.9	3.8	2.3	1.5	2.3	2.3	0.2	7.3	?	0.2	?
4	11.1	3.8	2.4	1.5	2.2	2.2	0.2	9.0	?	0.2	?

(単位 cm)

形の度合はさらに強いといえるほか、全高で一・〇センチ程度のちがいがあがるが裾の張りは三号で計つて七・三センチあつて前者よりは広い点に形のうえでいくらかのちがいがあらわれている。さらに鈕は上下で同じ幅であるが、前例ではわずかながらも上にせばまっていることと形のちがいも見うけられる。

さてこのような前例との形態上のちがいは施文のうえにもあらわれている。肩に素文部をのこして珠文の肩帯を加えることは前例と等しいが、裾の帯は内湾する裾縁にそつて湾曲した帯であるうえ、中たておびのないことが著しいちがいである。かつ中横帯に珠文を加えているこ

は等しい。これも同じ手法のものが二個あつて、その帯幅と長さおよび珠文のありかたなどから同範と考えさせる。三号は施文のある面での右側稜線にそつて小さい二つの破損があり、背面の半ばを失つてゐる。四号は表側の右側裾の裾横帯以下を失うほか、裏面の身の大半も欠失してゐる。

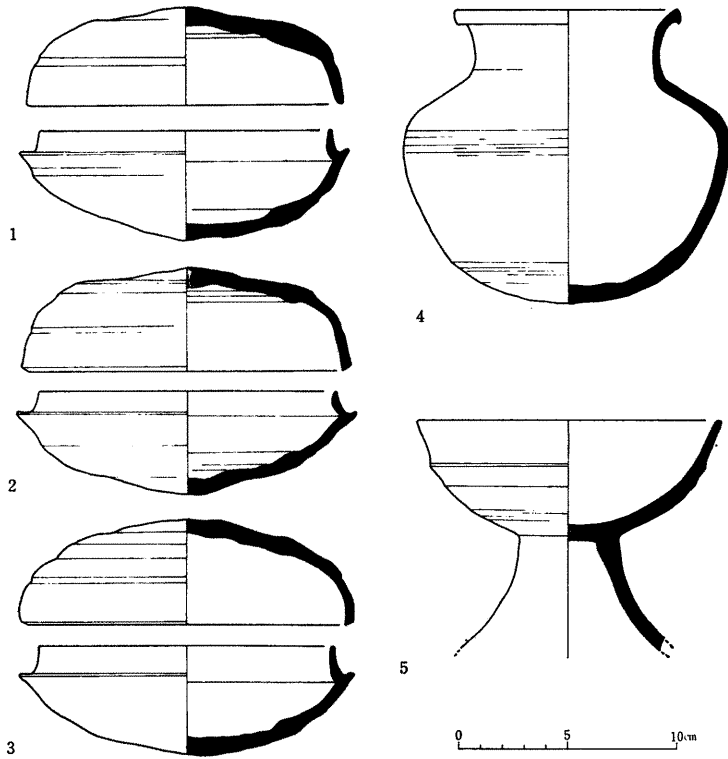
(12) 鹿角舌(図版三—4、第四図—5)

全長五・七センチ、上端の幅〇・八センチ、厚さ〇・四センチで細く、裾よりで一・四センチ幅に厚さは一・〇センチの上にはそく裾にひるがる扁平な形を呈する鹿角製の舌が伴出している。恐らくさきの馬鐸に属するものと思われる。

材質は鹿角の先端部を加工したもので、半ば以下は空洞になる。片面の裾より一・八センチ上よりで〇・三センチ幅の刃物のあとが横につつき、それ以下をななめにそぎおとし、裾端は片刃状を呈する。上端は両面ないし両側から鋭利な刃物で切つた刃物のあとがよくのこつて必ずしも整齐な仕上げといたいがたい無雑作なつくりはこの舌のち味があがかわれる。上端より〇・五センチさがつて裾をそいだ面で計つて径〇・六センチ、他の側で〇・五センチの片面よりくられた大形の紐かけの円形孔を穿つてゐる。いま両側ないし片面に小さい損じがあるが、遺存の状態は良好である。かくの如き舌の出土はまことに稀有のことといえる。

(13) 須恵広口埴(図版四—4、第五図—4)

とも、それのない前例とことなる。要すると肩帯と中横帯および裾沿いの湾曲した裾横帯のいずれにも珠文を加えた横帯で身を上下の両区に区切り、そのうえ身の中央でX形に交叉する素文の対角線の帯で上下を大小に三つづつあわせて六区の三角の区画に仕切つてゐる割付け方が前例とのちがいであるが、いずれの区画にも珠文をうづめ、二つの斜帯と中横帯の交る身の中央に円座ある乳をおいて身の珠文を引立てるおもむき



第五図 1~3 須恵蓋坏 4 須恵埴 5 土師高坏 実測図

須恵蓋坏計測				
	肩幅	口径		蓋受立上り
		幅	径	
1号	蓋坏	14.6	4.6	0.9
	坏	15.1	13.4	
2号	蓋坏	15.1	4.6	1.0
	坏	15.6	13.8	
3号	蓋坏	15.3	4.8	1.3
	坏	15.4	13.6	

(単位 cm)

厚しながら、わずかに内傾して立上る口縁のものと、蓋うけのかえりぎわは厚くてわずかに内傾して立上る口縁部のうすらぐものがあるが、かえりは三号坏が器高に対して二・六%のやや高いほかは一・八〜二・〇%の短かくてわずかに内傾する趣は等しい。坏底と蓋頂はともに張りがなく

高さ一三・五センチに対して胴径一五・〇センチ、肩がくびれて八・五センチの太い頸は、顕著なくびれを示さないで筒形にぶく立上り、上よりでわずかにひろく口径一〇・四センチの広口埴で、口縁は外にかるくかえりがある。肩以下は刷毛目仕上げになり、底よりはへらでけずり整えられているが、肩から底に近づくにつれて肥厚し、胎土および焼成ともにあまく、整齐といいたいがたい。

(14) 須恵蓋坏 (図版四—1・2・3、第五図—1・2・3)

三個あつてそれぞれの大いさがわずかにことなるが、いずれも坏底および蓋頂はへらでけずつた仕上のほかは刷毛目で整え、一部にへらを用いたところもある。胎土および仕上げのいずれも良好といいたく、焼成またあまく灰色を呈している。坏の蓋うけのかえりぎわがうすく、肥

不整ながら丸みをもっている。蓋の肩の段はくずれ気味ながらなおのこる。蓋の口縁部は丸みがちでわずかに内傾するものの一つのほかはともにかるく外に傾く。本蓋坏の一つには桃の夾三個をのこしている。

(15) 土師高坏 (図版四—5、第五図—5)

赤褐色の焼成になる土師質であるが、器形および製作技法は須恵器風であり、脚端を失つてもとの形をおしがたいが、つけ根の太い脚はつく裾に張つて透しはない。坏は二段づくりの大形の浅鉢形であるところ古い須恵高坏の形を保っている。現高一・〇センチ、口径一四・〇センチ、坏深四・九センチ、脚のつけ根の太さ四・六センチを計る。

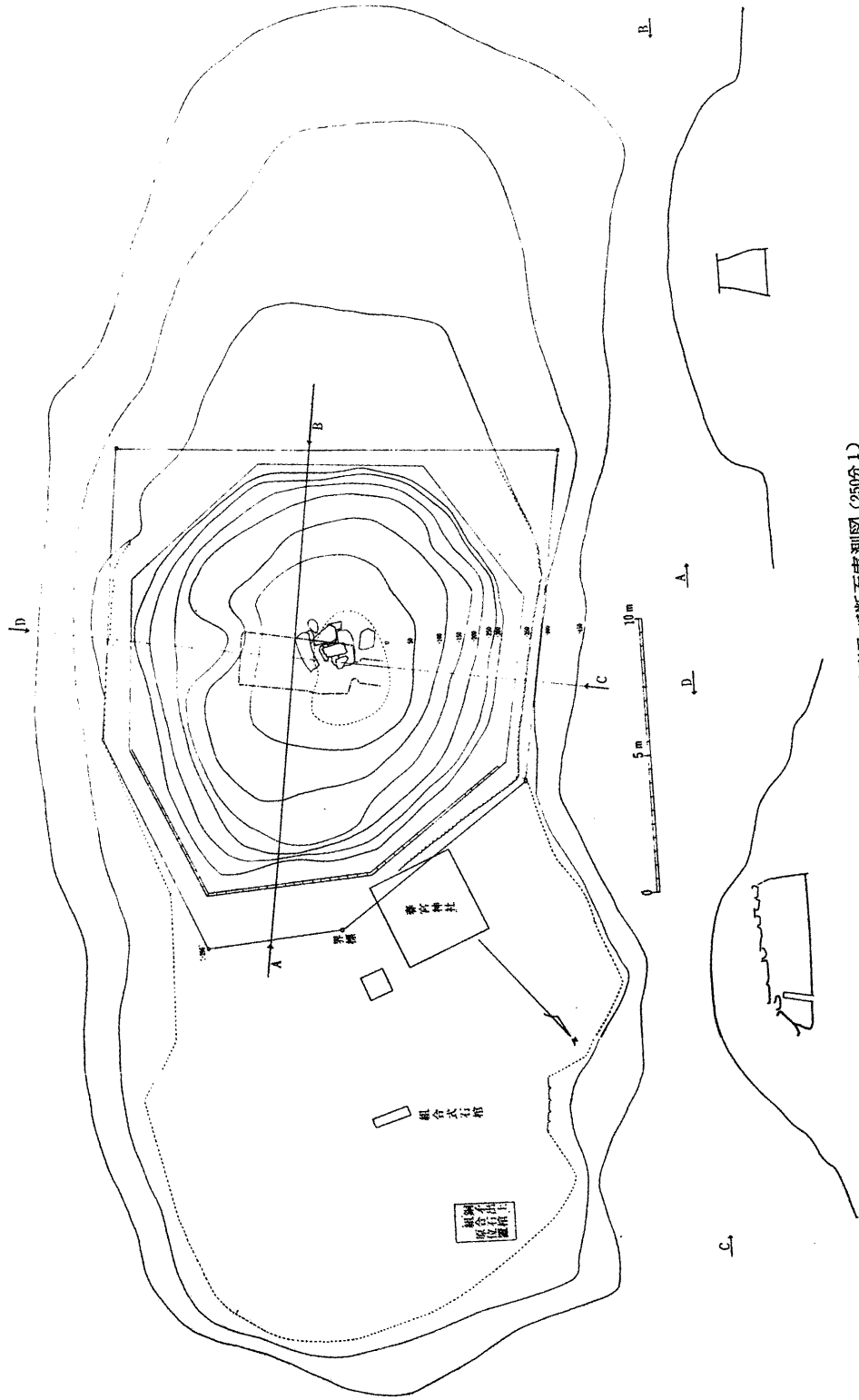
三 東宮山古墳の外形と石室について

四国六六番霊場雲辺寺山から燧灘に向つて張り出し、香川県と愛媛県の自然的な県境をなす四国山脈の西にさし出す山塊は、またはやく伊予と讃岐との国さかいでもあつた。この東から西にのびる山塊の山ぶところから流れ出して南の裾をあらつて燧灘にそそぐ金生川左岸にはやや広い扇状地をつくつて、川口に近い北よりに川之江市、南よりの海岸近くに伊予三島市が発達している。この両市の市街地となす三角形の頂点にあたる東よりで西面する山麓につづく緩斜面が扇状地に接するあたりの現在川之江市妻鳥町字東宮に東西一五〇米、南北二五〇米、標高八〇米の独立丘があつて東宮山とよばれている。三〇度程度の可成り急な傾

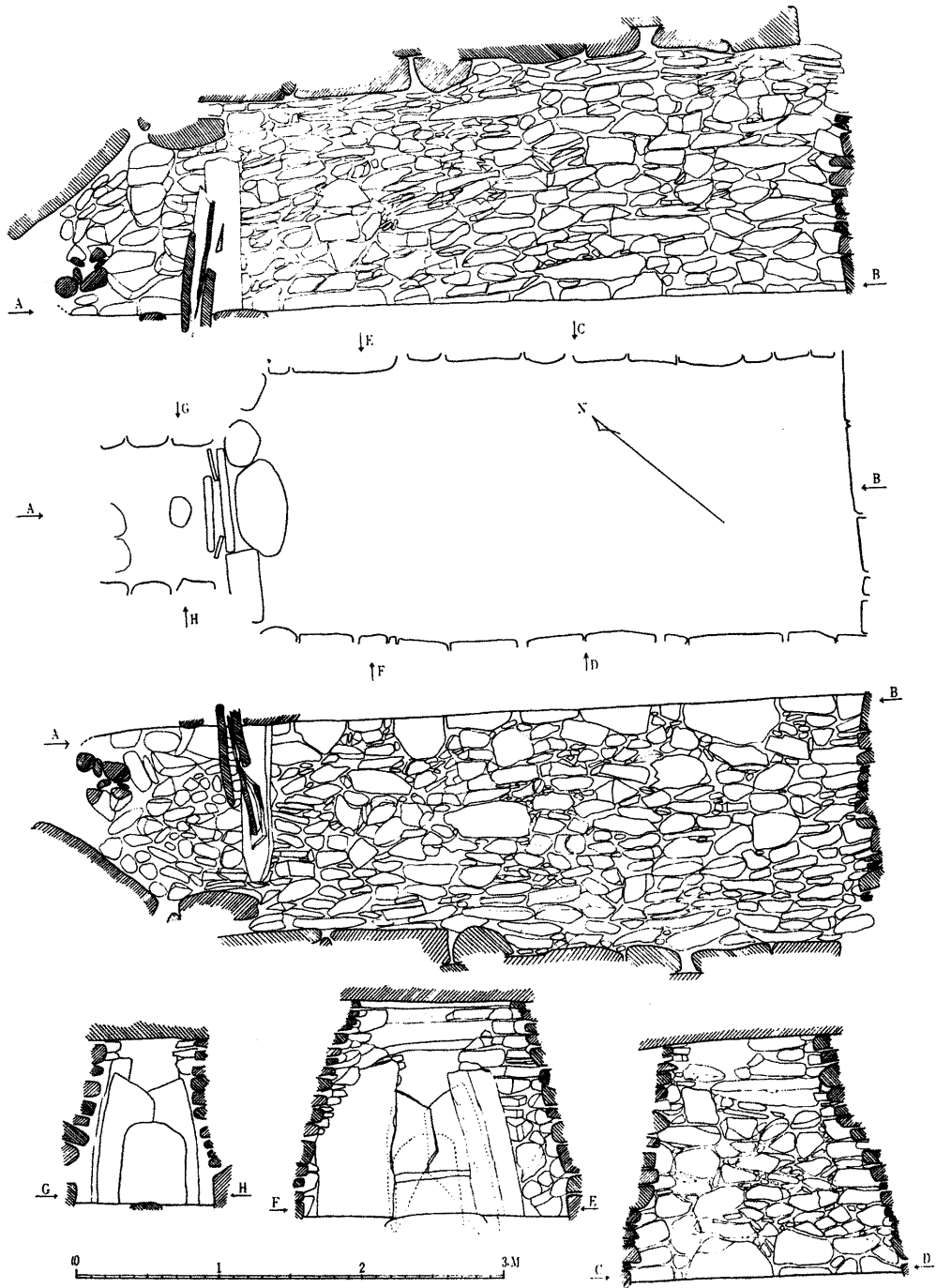


第六図 東宮山古墳近傍地形図 (5万分1)

斜をもつ比高六〇米のこの丘頂には、現在幅約一五、六米、長さ三八米余の東北から西南の方向をとる細長い平坦地がある。この西南よりに所在する径一四米前後の不整な形を呈し、現高三米ばかりの小円墳がここにとりあげる古墳である。この古墳の主体である横口式石室から前記の諸遺物が帯出せられた。これら遺物発見にいたる経過を略記すると、さきの丘頂広場の西隅に位置する春宮神社の前面で本古墳との間が祭礼諸行事につかわれることから、伝えるところによると安政年間その北隅にあつた組合式石棺を排除古墳の頂に組立てられたといわれ、それとみられる緑泥片岩の板石三枚が墳丘に現存する。この組合式石棺からは後述する中鋒銅矛一口が出土したと伝え、いま書陵部に収蔵されている。このような墳頂に組合式石棺を配置がえする工作から、後述するところの天井石の厚みを五〇センチと仮定すると九〇センチばかりの墳頂盛土が



第七図 東宮山古墳墳丘外形及び断面実測図 (250分 1)



第八图 東宮山古墳横口式石室実測図(50分1)

きづつけられた可能性が考えられる。明治二十七年三月二十日春季皇靈祭に有志申しあわせ東宮山に参詣、墳頂の落葉等取除き清掃中、穴を見出し同日と翌二十一日とにわたつて遺物を帯出した旨、小林知事へ届出されている書類によつて帯出の事情のあらすじが知られる。この穴とは天井石に接する後壁上部にある。この石室に入らしうる唯一の破壊部で、それはさきの組合式石棺構造が原因で生じたものと考えてよい。さきの銅矛出土の組合式石棺のあつた位置に末社の小石祀をまつて現存するが、さらにこの社の前庭広場のほぼ中央になお組合式石棺一個が筆者の調査のさいは現存していた。それよりさきの昭和二十一年十一月東伊予を調査された大場博士が、この石棺について記述したところによるとこの組合式石棺内部には朱をぬつたあとがあつたと記されている。^(註)この組合式石棺の性格はきめがたいというも、この丘頂に別箇の墳墓が時を経て重復營造されたことに関心をよせられている。

さてこの円墳は墳麓が若干けずられて原形をとどめるといいたいが、外周七カ所に花崗岩の境界石をうづめ陵域をさだめ、その内側より木柵を組んで保護されている。墳丘の現状は東西一五米、南北一四米を計り、高さ三・二〇米の低平な趣きは、さきの石棺組立てのさいとそ後の変形も考えられないでない。さてこの円墳のほぼ中央に横口式石室の主体がある。後壁上部積石一個をこわして開口した穴の口から石室内に入つて観察することができる。羽子板状に前にせばまる長目の横口式石室で主室の入口の右側柱石が若干内側にかたむいた外遺存はよい。

両側壁および後壁はいずれも六五〇センチ大の大きい板状片岩を、まれに小口の長さ八〇センチに幅一〇センチの大形石を壁裾よりに加えて、上よりは小形の同じ板状片岩ないし川原石を用いて小口積の壁面を構築する。玄門柱石は、右側のそれが三二〇センチの丸形で高さ五〇センチ、左側が二五〇センチの矩形で高さ五五センチのともに棒状石を立て幅六〇センチの玄門を形づくる。左側柱石のうちがわ、右側柱石の外側にかけて床面より高さ三〇センチ、長さ七二センチ、厚さ六センチの板石をねかせ、羨道と玄室の間じきりとし、両柱石間に長八〇センチ、幅三五センチの丸い形の平板石を床面と同じ高さに低くうづめふみこみとする。現墳頂下三・三五米下にあたる石室の床面は現墳麓より低く水平である。玄室間じきり石の内側から奥壁までの床面での長さ四・三三米、奥壁裾での幅一・九五米、前部で一・八〇米のわずかに前にせばまる長四角で、高さは後壁で一・七〇米、中央で一・六五米前よりで一・四五米を計る。小口積の壁面は奥壁と左右両側壁とも内にもちおくり、後壁での床幅一・九五米に対して一米にせばまり、細長い天井部は七枚の平石で覆われている。この天井石の厚さを計りたいが、床面から墳頂まで三・三五米にすぎず、蓋石上面から上の封土は多くない。天井石下面から墳頂までの高さ一・五〇米を計る。したがつて、現墳麓より一五センチ低い石室床面は若干の自然隆起を調整した地山の上に石室床面を構造していると思われる。

玄門柱石外側に左右から二枚の板石を重ねて主室を閉すが、玄室天井

石の内面より一段低い羨道部のもつとも内よりの天井石が楣石となるがこの楣石との間にさかさ剣菱形の空間をのこしている。これは封鎖の原状としたいと考えられないではなかつたが、さらにその外側に上縁のやや丸い形を呈する厚さ五センチ、高五八センチの板石が封鎖をたすけ、石室封鎖の構造が知られる。内側からの観察で羨道の長さ、幅および床面のあり方なりを確認しがたいが、石室と墳丘の關係から考えてせまくてやや低い羨道が短かくつくりつけられ、広い扇状地から瀬戸内をのぞんだ方向が考えられないでない。

註 大場磐雄博士「上代東予の考古学的考察」国史学五二号

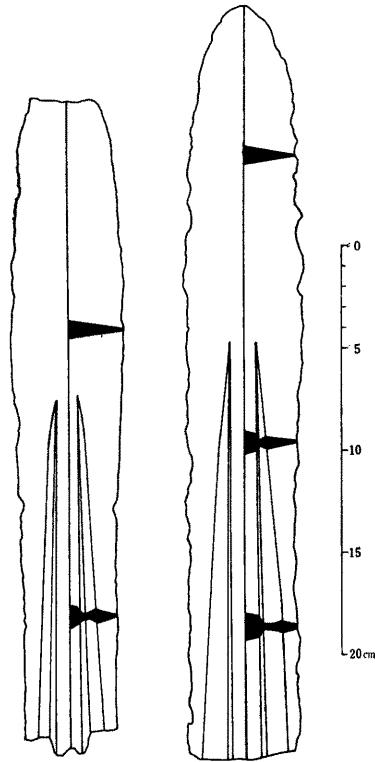
(附記)

東宮山丘頂出土の銅矛(図版四—6、第九図)

本東宮山古墳の北に接して丘頂平坦部の西南よりある春宮神社の東北よりで、平坦部の北隅にあたる末社の小石祀の位置するところに、いまは古墳々頂にはこぼれた板石によつて組立てられていた組合式石棺がかつてあり、安政年間に半折した銅矛一口を出土したと伝え、いま東宮山古墳出土遺物とともに当書陵部に保管されている。組合式石棺材の一部が古墳々頂に現存するが、もとの形に組立てがたく、したがつて正しくその大きさを記述しがたい。また同神社前よりの平坦部中ごろに遺存するなお一つの組合式石棺との関連についての検討を期待するにとどめておく。

さてその組合式石棺内より出土の銅矛は、早くより中鋒銅矛と呼ばれ

第九図 銅矛実測図 左東宮山出土 右土井出土



た倣製である。筆者は青銅武器を四類型に分け、第二類型以下を倣製品とし、分類にさいし本類型を第三次倣製の第四類型の1と考えている。いちじるしく形のかわつた第三次倣製第四類型銅矛の一つの折損上半部で、現存長さ三二・二センチをのこすにすぎないが、なお銚を二・五センチ程度失つておるうえ、両刃が全体にわたつて損じている。現存部の半ば近くまで背がのび両穂がつづく。現存もと部での身幅四・五センチ、背は一・二センチ幅に厚さまた一・三センチ、穂の両外縁間の幅三・二センチを計る。穂の終末よりやや上よりもつとも広く、その幅五・五センチ、厚さ〇・八センチを計つてしのぎはにぶく穂につづくが、失つた銚の鋭くないことは同類型品からさつするにかたくない。

この類型の倣製銅矛は、対馬にしばしば出土し、また彦岐に少ないながらも出土しているが、北九州の中心地域に乏しく、東九州の日田市、

玖珠郡、大分郡などの豊後よりから、熊本県下に若干出土するほかは、高知県の西半の太平洋岸の西よりと、愛媛県、香川県などの瀬戸内海の中ごろまでに亘つて分布してゐる。中でもやや身幅のせまい形である。とくに近い出土をひろつてみると、一九五八年八月、川之江市内の金生

川川床で完形と同類型銅矛一口が見出された。その長さ八二・七センチの通常の大きさであり、穂の広いところで六・五センチあつて、本例より一・〇センチ身幅が広い。同じ宇摩郡土井町字津根小字西森から同類型の銅矛のこれも上半部の半折したものが出土していることを、本調査の折に知ることができた。これは銚をのこすが両刃を著しく損じていることまで等しい。現長三六・八センチの上半部で、やや長めにのこる。両穂の終末より上よりの穂のひろいところで五・七センチあり、銚が通じておつて厚さ〇・九センチが計られる(第九図―右)。これは東宮山出

土の銅矛の幅に近いが、穂の厚みのちがいは、後者の穂の銚がにぶくおとろえたためとさつせられ、きわめて近い形のものといつてよい。所蔵する土井町河上芳吉氏について出土事情をうかがうに、遺跡の性質をたしかめがたいこと、同類型銅矛出土の事情とことなるものでない。しかるに東宮山出土銅矛は組合式石棺内出土ということは重要といわなければならぬ。舶載の銅矛ないしは銅剣および銅戈をふくめて第一次倣製品までは北九州における弥生時代前、中期の甕棺などに副葬せられているといふも、かかる第二次倣製品につぐ第三次倣製品武器形品が組合式石棺ないし墳墓などより出土した事例は、わずかながらも大分県および熊本

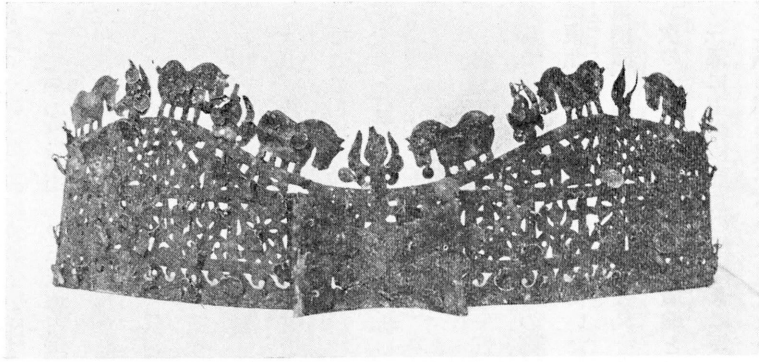
県などの北九州周辺地域にかぎられている。本例もまた地理的な位置からしても同じ北九州周辺地域という範疇にふくめうるものとして研究に寄与することを思わないでない。

四 考 察

前章の各項にわたつて解説してきたところからすると、遺物並に遺跡のいずれも本古墳の年代的な位置づけなり、性質をうかがうにやくことのできぬこというまでもないが、とくに主要なものについて検討を加えてみよう。

(1) 内行花文鏡

内区と鈕座との間の素圏をかき、蝙蝠形四葉の鈕座と内区の八弧文とが一体となつた内行花文鏡はその漢隸の銘とともに漢代の舶載鏡であつて、わが古墳出土の例はいたつて少ない。後述の三葉環頭柄頭出土の松江市大庭所在岡田山古墳から一二・九センチのやや大きめの同じ漢隸の長宜子孫銘をもつ同型鏡が出土している⁽¹⁾。中国四川省眠化宝輪院から同式の長宜子孫銘内行花文鏡が出土しており、面径一〇・六センチの大きさで南北朝に比定している⁽²⁾。また西安東北郊塋塋塚第二号墓から径一二・四センチと、洛陽から径一二・八センチのともに漢墓出土の長宜高官の銘をもつが鏡式の等しいものの出土が伝えられている⁽³⁾。鈕座ないしは弧文の形に多少のちがいはあるが、楽浪出土諸鏡中に同系のものを見



第一〇図 透彫帯冠

うける。内行花文鏡の倣製の多いわが国にこの鏡式の倣製はない。本鏡は銘の漢隸なることと、その鏡式より漢ないし魏晋のころに比定されるが、これからだちにこの古墳の年代を示すとはいえないが、かかる中国鏡が、帯冠ないし三葉環頭柄頭などの金銅製遺物をもつわが古墳の副

葬品に加つていっているという稀少性はそれら出土古墳の性格に重要さを加える。

(2) 金銅透彫帯冠

わが国古墳出土の冠帽は少なくないというものの透彫の帯冠は多くない。すでに引きあいにした茨城県三昧塚古墳出土のひとつがもつともよく形をのこしているほか、鳥取県西伯郡淀江町福岡長者平古墳と福井県遠敷郡上中町大字天徳寺小字森の下所在の十善ノ森古墳出土とに二例の破片があるにすぎない。

さきにつれた三昧塚古墳出土の帯冠(第一〇図)は底一文

字で正面は五・八センチのひくい谷間の左右に九・四センチの山形に隆起し両端がほぼ中央の谷間の高さにかかい五・五センチにせばまる形で、総長六〇センチあつて頭径二〇センチの帯冠である。腰には波濤状のS字形唐草つなぎ文を透し、主要部を上下二段にわけた上四角な区画にわりつけ、花形、唐草、樹木あるいは竜文か鳥文様などの裝飾モチーフを透しぼり、正面に蝶ネクタイ様の金銅飾金具を結びとめ、両山形の上縁に火焰状を呈する花樹形立拳と馬形飾りを交互に配し、一・〇センチ前後の薄板の円形歩揺を左ねじりの針金でとめている⁽⁴⁾。本東宮山古墳出土の帯冠とは襠の波濤状唐草連続透彫の唐草の向きに小さいちがいがあがあるが、同工とみとめられる。そのほか身の主要部の透しや、上縁の飾りにもちがいがあがあるが、透し彫の広い帯冠であることはもつとも近い。また長者平古墳⁽⁵⁾と十善ノ森古墳⁽⁶⁾出土の帯冠は断片にすぎないが、ともに透しぼりの広い帯冠であることは趣を同じうする。両者の透しは、左右と上下につらなる四角の区画内にくつかの三角形を内向に透し、硬化した花形の意匠をくりかえし透した透彫帯冠で、透しのこした花形の中心に前者は鉄の座金、後者は銀の座金にガラス小玉をうづめたうえ、いずれも円形歩揺をかざるほか魚形の歩揺をとめていることは、本東宮山古墳出土の帯冠の歩揺に似て注意をひく。前者の魚形の詳細は知りたがいが、後者のそれは四・五センチの長さで、幅二・〇センチは本例のそれよりは大きく、同じ金銅製で一面のあご下に三カ月形の線ぼりを加えて頭を区切り、身にはうろこをきざんだ魚形歩揺で本古墳出土のものが

細工のこまかさがかがわれるというもきわめて近いものといえる。

さてその帯冠出土の三味塚古墳は、人物および動物などの埴輪をもつ全長八五米の低地につくられた前方後円墳で、後円部中央に、主軸に斜行して東西の方向をとる組合式石棺の主体と有機質材で構造した副室とからなり、帯冠を始め多くの遺物を出土した。帯冠のほか衝角式冑をも東宮山古墳と共有するほか金銅垂飾付耳飾、変形四神鏡、乳文鏡、鹿角装大刀、鉄剣等の武器と挂甲、短甲、彎鏡板その他を出土している。著者はこの古墳の被葬者を六世紀初頭にこの地方に君臨し、畿内地方および大陸とも深い交渉をもつて新しい文化を鋭敏にとり入れうる成年期に達した進歩した文化の保持者であろうと考えている。

長者平古墳は前方後円墳で一三尺以上の羨道をもつ長さ一九尺、奥での幅九尺二寸、高さ八尺八寸の両袖型単室の横口式石室の主体と後円頂に東北にらんで設けられていた組合式石棺から透彫の帯冠が金銅三環累柄頭、銅鈴、金銅三輪玉金具その他を伴出している。

次の十善ノ森古墳は円筒埴輪と葺石をもつ全長六〇米の前方後円墳で後丘部に主軸に直角の横向きに短い羨道の片袖形横口式石室と前方部にまた横口式石室があつた。後丘の石室は奥床面での幅二米、長さ四・二米あり、石室前よりで一・二米にせままる羽子板状の長四角で、石室の高さ二米にすぎない。両側壁の奥よりの裾にやや大形の自然石を用いているが、それからは奥壁とも小形の石で積みあげた壁面は内に傾く構築になり、床面より狭くなつた天井を三枚の板石で覆っている。出土遺

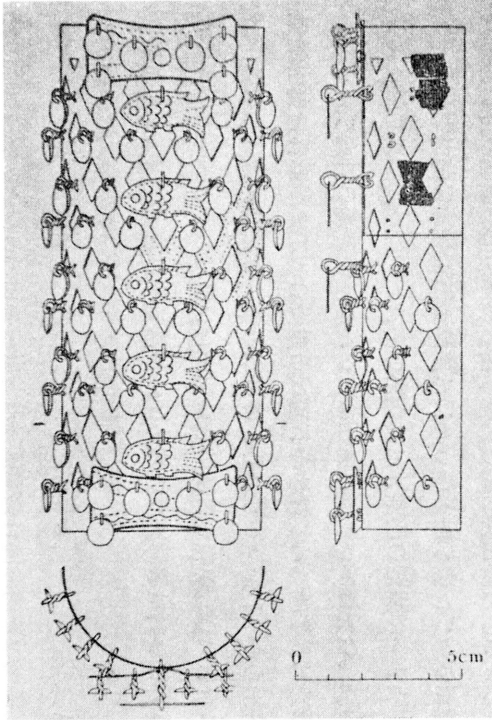
物は透彫帯冠および本古墳出土と近い平玉のほか、流雲文縁方格規矩四神鏡、ガラス勾玉、水晶勾玉、その他の玉類、金銅帯金具、金銅鞍金具、双竜透鈴付杏葉、木心鉄張輪鏡、金銅杏葉、金銅雲珠、獅嘯押出方形金具、須恵器その他を出土している。この横口式石室は日本海岸で最古のものとして著者は見、五世紀終末に比定している。帯冠と平玉を東宮山古墳と共有するこの古墳の主は著者のいうように日本海沿岸の横口式石室としてほつとも古い形をもち、遺物としても帯冠といひ船載の流雲文縁方格規矩四神鏡、双竜透鈴付金銅杏葉、金銅帯金具ないしは金銅鞍金具というような、当地方としては他に類を見ない優秀で高度な金銅製遺物が大陸から伝えられる五世紀後半に、いち早くそれ等のものを取り入れることの出来る有力者であつたことがさつせられる。

さらに東宮山古墳出土帯冠と密接な関係を考えさせる魚形步揺付斜格子割付け透彫半筒形金具を出土した滋賀県高島郡水尾町稻荷山古墳と佐賀市関行丸古墳が注意にのぼる。この両古墳は透彫はないが立拳付の細い帯冠さえ出土している。

前者の古墳出土の半筒形金具は破損が甚だしいが、同工である遺存のよい後者の古墳出土の例について見ると、径約六センチ、高さ一四・五センチの円筒を縦に半載した形のいくらか半扁円筒形(第一一四)で、全面にわたつて斜格子にわりつけた菱形部分を透しぬき、斜帯の交点に円形小形の步揺をかざるほか、上下の両端に両側が内反りする盾形の薄板を横に鋸留した二つの飾板の間に左向に魚形步揺五つをたてにならべ飾

つている。透しに波線と列点をかざること、前述の帯冠なり金銅透彫りのある諸金具の趣とかわりなく、とくに魚形歩揺は前記の東宮山出土ほか二例の帯冠と等しい。

さてその一つ 稻荷山古墳⁽⁷⁾は長径二五間前後の前方後円墳で長軸に四五度の角度をとつて幅六尺三寸、長さ一五尺五寸の竪穴式石室に近い単室の長四角の横口式石室があり、うちに家型石棺を納めていた。その出土遺物は透彫金銅半筒形金具のほか、金製耳鎖、立拳付細い帯冠、金銅沓、金銅魚佩、単龍環頭大刀、鹿角装大刀と刀子、金銅鞍金具、三葉飾杏葉、響鏡板のほか顕著な遺物についてははやく注意にのぼつたもので、この



第一一図 魚形歩揺付半筒形透彫金具（掘「佐賀市関行丸古墳」）

ような大陸的色彩の濃い優秀な遺物の数々をもちあわせた被葬者は六世紀始めのころの人で船山古墳のそれと近いと著者は論じている。

関行丸古墳⁽⁸⁾は全形をうかがいがたいまでに前方部を損じているが、全長五五米前後の前方後円墳と推され、長さ四・三五米、幅奥壁の床面で二・八米、前よりで六〇センチせばまる羽子板状の長四角の単室でその高さ二・六五米を計る横口式石室の主体である。奥壁二枚左右両側三枚の巨石を腰石としてその上に小形の魂石積で三枚の板石で覆う天井は床面での幅の三分の一に達しない幅にせばまるように壁面を内側につよく傾斜をもたせた構築であり、左右各一個の長大な袖石で仕切つた玄門の前方に二米ばかりの長さで玄室よりで一・二米、前方で二・二米の八字形に前にひらく羨道をクビレ部に向けてつくつている。玄室の床面は三つに分れ五体の埋葬があつたが、その副葬遺物は方格規矩鏡、珠文鏡、変形文鏡、冠、貝輪、勾玉、水晶寶玉、碧玉管玉、ガラス管玉、同小玉、金環、鹿角装柄刀子、その他をもつことなどから著者は古い横口式石室と見、五世紀末六世紀初めころに比定しているが、同時代の当地方きつての有力者のものとの考えに導かれる。

以上要するに透彫の意匠にいくらかのちがひがあるとはいへ、ともに広い形の透彫帯冠であることのうへ、後の二つには円形歩揺にとどまらず同工の魚形歩揺さえかさつて本帯冠と同工の帯冠出土の三古墳のうち、三味塚古墳では金銅垂飾付耳飾などを、長者平古墳では金銅三環累柄頭その他、十善ノ森古墳では船載の流雲文縁方格規矩四神鏡、金銅帯

金具、双竜文透飾鈴付杏葉などの、いずれも半島ないし大陸と深い関係を思わせる遺物のうえに、三味塚古墳では做製鏡に鹿角装大刀、挂甲、短甲に玉類など、長者平古墳では金銅三輪玉形金具、十善ノ森古墳では木心鉄張輪鏡、獅噛押出方形金具に各種玉類などが要素のつよい遺物もあわせもち、それぞれの地域でもつとも新しい大陸的で、かつもつとも優れた遺物をもつものであることがまづ注意にのぼる。つぎにこれらの諸古墳がいずれも前方後円墳の外形をもっているうえに、その主体が三味塚古墳では前方後円形の主軸の方向にそわないで、きわめて大陸的要素のつよい東枕の東西方向をとる組合石棺であることおよび、長者平古墳また横口式石室とならんだ組合式石棺で大陸的の要素をうかがわせる。十善ノ森古墳は日本海沿岸地域ではもつとも古い形という小石積で壁面の内傾する構造の羽子板形の古い様式の横口式石室であるというそれぞれ地方として新しい性格をもちあわせている。

さらに斜格子の割付けで透しうえ魚形歩揺をもつ金銅透彫半筒形金具を出土した稻荷山古墳は金製垂飾付耳飾、立拳付帯冠、金銅杏、魚佩その他、関行丸古墳では方格規矩鏡、立拳付帯冠等大陸的要素のある遺物とともに両古墳とも鹿角装大刀、あるいは刀身、勾玉、做製鏡などのわが性格を代表する遺物を併せたいずれも新しく優れた遺物をもつことは透彫帯冠出土の古墳と等しい。かつ両古墳また前方後円墳であり、その主体また小口積の壁面が内傾する構造になるうえ、前者は竪穴式に近い単室であり、後者また前ひろがりの短い羨道をもつ古い横口式石室と

いう性格もあわせもっている。

これら諸古墳の遺物および構造墳形からしていずれも大陸的な新しい要素をもち、それぞれの地域のすぐれた古墳であり、五世紀後半ないし六世紀初めという時期も相近いことが本古墳の年代なり性格をうらづけるに有力な手がかりをあたえるものといえる。

(3) 衝角式冑

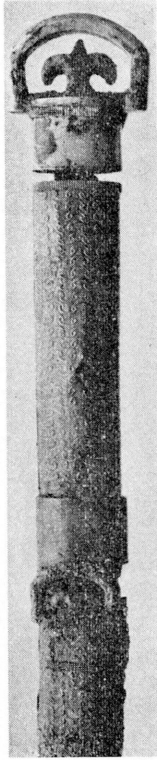
三尾鉄も鍛ものこさない本古墳出土の衝角式冑はとりたてて特徴をもつとはいいがたいが、衝角式冑は前後の長さに対する高さおよび左右の径の比率が多くなるものほど、即ち高さが高くなり、左右の径が大きく鉢の丸みを加えるものが、時代のさがる傾向をものことからさつすると高さの比率六二・七%、左右径の比率七七・三%を呈している本冑は、山梨県豊富村の前期古墳の冑の五二・六%と六九・四%、また前期の奈良市帯解円照寺裏山古墳出土の五一・一%と七三・一%、また中期の大阪府黒姫山古墳出土のそれが高さが五三・八〇五七・二%、幅が六九・一〇七五・五%のどれよりも高くかつ幅が大きくなっている。六世紀と考えられている石川県狐塚古墳出土の同式冑が高さ六七・一%と幅八〇・七%よりは少ない。すでにふれた帯冠出土の三味塚古墳から伴出した衝角式冑は高さ五七・七%、幅七五%とやや近いことがさつせられ、時代のよりどころをあたえる。

(4) 三葉環頭柄頭

環頭に三葉を透すものは、島根県松江市大庭の岡田山古墳、および福

井県遠敷郡上中町大字天徳寺小字丸山所在の丸山古墳から出土しているにすぎない。前者は金銅製であり、後者は青銅である。また透しの三葉がいささかくずれた異形の鉄製環頭が岐阜県大野郡野村から出土している。いずれも外輪は環頭の名にふさわしい丸い形で、かつ輪の断面も丸い。ところが環頭とはいうものの外の輪がさかさ台形の低い圭頭様を呈し、うちに三葉を透すものはこの東宮山古墳出土の二個のほかが国古墳出土遺物には見うけぬ。が岡山県邑久郡美和村西須恵古墳から本古墳出土環頭柄頭の外まわりと等しい低い圭頭様の鉄地銀張りの素環頭柄頭が出土していることが注意にのぼる。同古墳からは後述の馬鐸を出土していることも加えて本古墳とのかかわりあいがかがわれる。このように見ると本古墳出土遺物等はかつて例をみない特殊な形をとるものであることが改めて注意をひく。

ところが南鮮の諸古墳からの出土例は少くない。⁽⁹⁾慶尚北道達城郡達西面所在三七号墳第一および第二石室、同五一号古墳第一、第二両石室、あるいは慶尚北道星州郡星山洞第一号古墳などから三葉を透す圭頭様環頭柄頭が出土しており、星山洞第二号古墳、皇吾里一四号墳、全羅南道



第一二図 三葉透環頭柄頭（拠「朝鮮総督府古蹟調査報告大正十二年第一冊」）

羅州郡幡南面、あるいは善山地方および平壤兵器廠などから三葉透しの丸い輪の環頭柄頭が出土しており、達西面五五号墳および金冠塚からは両者が共に出土している。そのうちで環頭の大小二つのセットをなすものでは、達西面五五号墳出土のそれは外の輪の丸い形の環頭柄頭であり、達西面三七号古墳第一石室と同五一号古墳第二石室および星山洞一号古墳からはいわゆる圭頭様の三葉透し大小対をなした環頭柄頭が出土している。そのいずれも鉄心銀張りで鎬のある断面半円を呈し、達西面三七号墳第一石室出土のそれは、三葉透環頭大刀の鞘の上よりの表面に同じつくりの三葉透小環頭小刀を附加した良好な遺存から、大小二つの三葉環頭大刀と小刀のあり方を如実に示し（第一二図）、本古墳出土の大小二つの三葉透環頭柄頭のあり方を教える。ところが本古墳のそれは金銅製であることが前諸例の大小複合の柄頭の鉄地銀張と異なる。とはいえ達西面五五号古墳出土の三葉透し丸形の大小二つの環頭は金銅製であり、また同古墳出土および同じ達西面三七号古墳第二石室出土の両圭頭様三葉透環頭柄頭はいずれも青銅製であることから考えて、両者ならび行なわれたことが思われる。

さて達西面の諸古墳は石室の四壁は川原石または板石積で、壁面の上よりが内方に傾く構造で蓋石は板石を横架しており、星州における古墳石室また羨道玄室の区別のない長方形の平面をもつこと前例と等しく、壁は大小の石塊で構築し、壁面が内にかたむく南鮮古墳の特徴的な築造であることは内地の横口式石室とはプランにことなるところがあるが、構

築に通ずるところがある。任那・古新羅のこれら諸古墳は五・六世紀の頃にあつて然るべきものと思考されている。

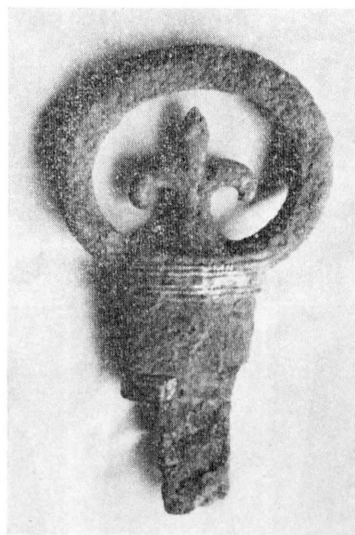
かくの如き三葉透環頭柄頭大刀などを出土する半島の前記諸古墳からすると、丸いいわゆる環頭と角の低い圭頭様環頭柄頭が同一の古墳から出土しているか、或は同じ性質の古墳から出土しておつて、輪の形のちがひによる古墳の性質なり時代のちがひを認めがたいうえ、鉄地に銀張りや青銅製あるいは金銅製の柄頭のことなつた古墳出土を知りたいとする、わが國で丸形の三葉環頭出土の松江市大庭の岡田山古墳および福井県丸山古墳(第一三圖―右)の検討が圭頭様で金銅製の大小対の三葉透環頭柄頭出土の東宮山古墳の考察に手がかりをもつと考えられる。

さて丸形の金銅製三葉透環頭柄頭大刀出土の岡田山古墳は、梅原博士の歩測によると前後の長さ九三尺六寸、後丘径五七尺二寸、高二六尺の前方後円墳とされているが、その後の調査から前方後方墳と考えられている。この古墳の後丘の中心に主軸に直角に凝灰岩製の横口式石室の主体がある。それは奥壁床面での幅五・四五尺、羽子板状に前にせままる平面を呈し、側壁底部に立上り一尺許りの大石をすえ、それから上は幅五・六寸の割石積の、奥壁と左右両側壁とも内に傾く構造で、高さ約七尺の天井を二枚の板石で覆つており、前方に幅広くて二尺ばかりの短い前室風の羨道を加えている。前にせままる長四角の主室は短くて幅広い前室と、ほぼ角な後室との前後両室に仕切られ、後室の中央にたてに組合式石棺を設け、その棺の内外から、すでにふれたところの面径一二・

九センチある長宜子孫銘の内行花文鏡とともに三葉環頭大刀ほか円頭、圭頭大刀、金銅丸玉、金銅鞍金具、鏡板などの金銅馬具と須恵器が出土している。著者はこれらの遺物から年代を推定できるとのふくみにとめていたが、さつするところ五・六世紀の交のこの地方きつての有力者のものと考えうる。

同じ丸形で金銅三葉透環頭柄頭出土の丸山古墳は、径五〇米の大形円墳と推定される。その主体は奥壁下半に大石をすえてそれから上は礫石を加えた小形石の小口積に構築されておつて、奥壁床面での幅三米強、石室の長さ六米の前よりでの幅二・七米にせままる羽子板状の長四角の平面で、奥壁と左右両壁面は上より内傾する構造で四・三米の高さに巨大な自然石三枚で天井を覆つている。羨道は底で一・五米幅で長さ一米の長い片袖形で前にせままる羽子板状平面の横口式石室から画文帯神獸鏡、硬玉勾玉、ガラス丸玉と小玉、鞍金具、金銅杏葉、挂甲、双竜透環頭柄頭、刀身のほか器腹から底部にかけ二重つくりの特殊な甕と蓋坏、高坏、器台等の須恵器を出土し、著者は遺物の中に半島との深い関係を考えさせ、それは六世紀中葉の有力者のものと考ええる。

要するに後者の丸山古墳の奥壁に巨石をすえることと、長い羨道をもつことでは新しい構造をうかがわせるというも、ともに石室は前よりにせままる羽子板状の平面を呈し、奥壁および両側壁のいずれも内に傾くつくりになることは古い姿を伝えておること同工である。そのうえ前者は所在する地域での独自の性格をうかがわせるところの前方後方形の特



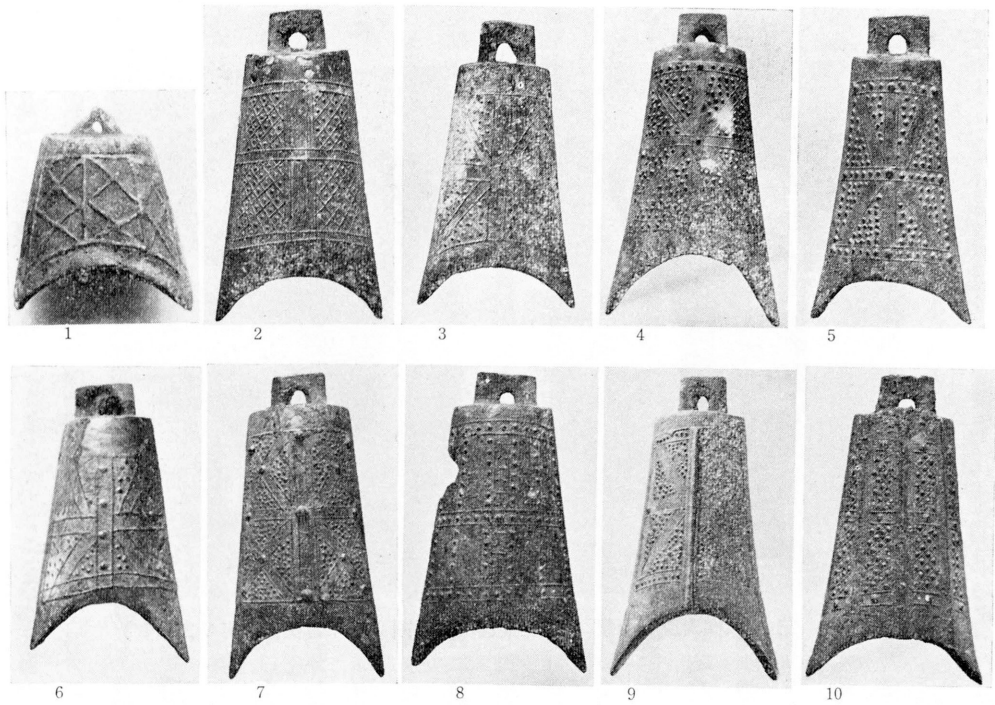
第一三図 左 圭頭様素環頭柄頭 右 三葉透環頭柄頭 (掘「若狭上中町の古墳」)

殊な墳形であり、後者また円墳というも五〇米前後の大形古墳であることをはじめに注意しておいてよい。さらに岡田山古墳からは柄頭並に本古墳出土と同工の舶載の内行花文鏡を出しているほか、円頭、圭頭大刀、鞍金具その他、丸山古墳からは舶載の画文帯神獸鏡、鞍金具、金銅杏葉、双竜透環頭大刀、挂甲その他を出土するなど、ともに半島のない大陸的色彩のつよい遺物をふくみもっているところの、それぞれの地域における優れた古墳であり、前者を五・六世紀の交、後者が六世紀中葉にあてられて、本古墳を考えるうえのよりどころとなる。

このほか岡山県釜ヶ原古墳から低い圭頭様の鉄地銀張りの素環頭柄頭が出土している。これは素環であるが三葉透環頭柄頭の多くと同じ鉄地銀張り(第一三図―左)で三葉環頭柄頭との関係のあさくないことが思われる。該古墳の墳形は知りがたいが「金雞塚と称された塚に東西二間、南北二間、深さ大凡を一丈より二丈許りの処に地を画し、四方に大石を積み重ね、その隙を粘土をもつて漆喰い……大石を以つて蓋へるもの」というところから、石積構築の横口式石室と見られる。これから金鏢、劍身、玉類のほかおびただし須恵器などと、この素環頭柄頭が後述の馬鐸をも伴つて出土しておる。柄頭、馬鐸をもちあうことからこの古墳もまた本古墳と浅くないかわりをもつ。

(5) 馬鐸について

胸繫に馬鐸をかざつた埴輪馬から考えられるように、馬鐸は馬装の具のひとつである。したがつて二個、三個ないし四個など複数個出土して



第一四図 馬鐸 各種

いることの多いのも使用の目的に叶つたものと考えられる。かつ複数個出土の場合二個かそれ以上が同範であることの多いことをこころにとめておきたい。ところが馬具を出土するわが古墳の数のきわめて多いのに比べると、馬鐸を出土する古墳の少ないことに気付かないでない。かつ馬具のセットに馬鐸がふくまれていることの乏しいことおよび馬鐸の出土する古墳から必ずしも馬具セットを伴わないことからしても、改めて馬鐸の性格の検討が要求されないでない。がそれは別の機にゆずり、ここでは本古墳出土の馬鐸の位置づけについての考えにとどめる。

さて馬鐸はその凡てが銅の鑄造であり、徳島県板東町出土の金銅馬鐸のほかは凡て鑄放しである。肩と舞の区別がなく、したがって舞からまゐるく身につづく滋賀県新開古墳出土の一個は粘土槲主体の中期古墳で、馬鐸出土のもつとも古い例といえる。そのほか新潟県六日町女塚出土の小形馬鐸ないしは群馬県滝川町出土の異形のもののをぞくと、一般に形は一二〜二〇センチの間にあつて六〇〜八〇%前後の扁円筒形の底部が強く内湾し、したがって左右両側裾がつよく外に張る特徴的な形を呈している。身の両肩から直角に前後の舞につき、舞の中央よこに扁平で紐かけの円形孔を穿つた小形の立上り(鈕)がある。かつ舞の表側のみ円形の孔を舞裏に通じて舌を結ぶ用意が見える。

また茨城県上野古墳出土の二個とさきの板東町出土の金銅製の素文および上野古墳出土の他の一個の両面施文をのぞくほかは、表面に施文がかざられている。肩がなく舞から身に丸くつづく滋賀県新開古墳出土の

馬鐸(第一四圖一)は、横上下とたて両側の線でかこわれた身の主要部を中たて二条の線で、たて左右の三区に仕切りながらもこの区画に關係なさそうに、左右からの斜線で全面を菱形にわりつけた施文のあるほかは、たてとよこの十字形帯で上下と左右の四区にふりわけ、この区画内に珠文およびその他の文様をかざる。さらにこまかくみるとたてとよこの帯で身を均等に四区画した原則にしたがつてはいるが、各区を外よりの隅からたてよこの帯の中央交点にかけた対角線の帯でX形にふりわけ、三角区画の八等分の割付けが見わけられる。これは群馬県芳賀村出土の馬鐸三個のうちの一つ(第一四圖一六)にみうけられるように、四区画のそれぞれを外よりの隅から対角線をとつて三角形にわりつけて八等分したと見られるものがないではないが、同例は施文手法の上にやや硬化のうかがわれることも考えのうちに加えると、外よりの隅を結んだ対角線の帯が四区画わりつけのたて中帯およびよこ中帯と同質であり、したがつて十字形帯とX形帯とで三角形八等分したものに分けて考えることによつて馬鐸の大勢が合理的に理解出来る。これはまた本東宮山古墳出土の二個の馬鐸にのみ見られるところの中たて帯をかき、中横帯とX形左右二つの斜帯とで上下に三角形六区画割付けのものもあることから考へてもX形帯を中たて中よこ帯と等質とする考えをつよめるに役立つ。

さて中たて中よこ帯は多くが二条の平行線からなる帯であるが、長野県開善寺蔵および静岡市高松出土の例の如く、列点三条の帯で割付けたものもある。これは上下両横帯および左右のたて帯も同工であり、これ

の区画内の施文が前者の重鬚文また後者の四枝をさし出した円文を中心にして珠文をちりばめたなどの区画内の裝飾性に後出的なおいをうかがわせることはのちにふれる。上下の両横帯および左右両側の帯が一条の線であるものと二条の線の帯からなるものちがいがあがるが、左右両側は一条の線か二条の線の帯のちがいにすぎない。横帯は上横帯が一条の線であるに下横帯が二条線の帯になり、かつ裾の湾曲に沿つて湾曲するもの(群馬県芳賀村出土のうち(第一四圖一三))か、その逆の上横帯が二条線の帯で、下の横帯が一条の線のもの(長野県鎧塚、群馬県上郊村)もあるなど横帯にこまかい相違が見える。が一条の線から二条線の帯に進むことが事象発達の順序から考えられるにしても、また二条線の帯が一条の線に省略されることもみおとすわけにはゆかず、二条線の帯からなる帯と一条の線のみでは時代の前後のちがいを示すものといいたい。が八区の割付けにかわりはないが、たて中帯が隆起状を呈する千葉県金鈴塚出土の二号馬鐸(第一四圖一九)は、隆起状を呈する中たて帯が裾までのびきり、かつ区画内の施文また四枝をさし出した円文を中心に珠文をちらすなどの裝飾に複雑さを加え、同文がさきに三条の列点文帯で割付けられた静岡市高松出土の馬鐸でうかがわれたように後出的なものと推され、金鈴塚古墳の年代を奈良朝かその直前の古墳時代末期にあてた著者の考えがみとめられる。それはさらに千葉県香取郡橘村東今泉出土(第一四圖一八)一号、千葉県金鈴塚出土一号と千葉県香取郡瑞穂村越塚出土の一号馬鐸(第一四圖一十)の如くにX形の斜帯を失つ

て、中たて帯をさらに左右両区画に一条づつ加えて上下を左右四区の矩形の八区画に割付けるなり、東今泉の例では中たて帯に兀状文様をたてにつらね、すべてのたて帯および横帯のいずれにも珠文をつらね各交点に乳文を配しているとか、後二者のたて中帯は金鈴塚二号と同じく隆起状に太くなつた帯で割付けられた各区に斜格子に珠文をふくんだ施文の裝飾性を加えるなどは後出的なものといつてよい。このような横帯、たて帯ともに特殊な例をのぞいて、一般的な割付けの帯はすでにふれたように二条の線からなる帯か、一条の線で、その帯の素文のもの、列点文をならべるか、交点に乳文を加えるか、また区画内の施文のあり方にかがいを立てざるをえない。

中たて中よこ帯で四区画割付けの福島県相馬郡真野町小池原八号墳出土の馬鐸は、左右両側のたて帯および横帯三条とは列点文を加えさらに、中央のたて帯には綾杉文をかざつておるうえ、区画内にはさきの金鈴塚出土一号および横塚出土の一号などの馬鐸の区画内施文と同様の斜格子に珠文をはさむ裝飾性に後出的な趣が考えうる。とすると中たて帯の裝飾性もまた新しい性格づけになりうる。それは区画内におなじ斜格子文で珠文をはさむ奈良県磯城郡朝倉村笠岡出土の馬鐸(第一四四—2)の中央たて帯が両側にそれぞれ線を伴つた複線帯になることも後出的な傾向といつてよい。また区画内に斜格子に珠文をふくむ同文をかざる群馬県上郊出土馬鐸も例外でない。埼玉県大里郡榛沢出土馬鐸(第一四四—7)は中央たて帯が複線になりうちに乙形文をつらね、区画内を対角線で四

区画にわりつける趣向といい、千葉県東今泉出土の他の一個の馬鐸はたてよこ斜格子八区画の原則的な割付けながら、中央たて帯に工字形文をたてにかざりつらねるなどのたての中帯の施文の裝飾性の加わるものも、たて帯の隆起状を呈するもの同様により新しい趣向といつてよい。

このように概観すると、たてとよこ帯の十字形で四区画割付けの馬鐸はいずれも区画内が裝飾的な施文になつておつて単純なわりつけ必ずしも古いものといいたいがたい。基本的にはたてよこ四区割付けの上に、対角線を結ぶX形帯を加えて八区画割付けの馬鐸がもっとも普通編的なものといつてよい。それにしてもさきの東今泉出土の他の一個の十字とX形で八区割付けの馬鐸の如き、たて帯には工字をかざるものほかは、上下、上中、および下の三横帯と左右両側帯とに列点文を加え(兵庫縣揖西町出土馬鐸(第一四四—5))、たて帯よこ帯に列点文を加えたる交点に乳文をおくか(静岡市大谷)、上下のよこ帯のみに列点文を加え(鳥取県浜村出土馬鐸(第一四四—4))、交点に乳文をおくことにかわりない。しかし、その乳文もすべての交点にあるとは限らず一様とはいがたい。このように帯の乳文、および列点文・珠文もまた裝飾的な加飾といひうる。このような馬鐸の各部の裝飾から概観したところ中期古墳の新開古墳出土の馬鐸にはじまり金鈴塚古墳に見られたように古墳時代末期にわたつて長く行なわれて多様な変化を示していることがさつせられた。

さて本東宮山古墳出土の二つの馬鐸はたて両側の帯は一条の線であるほか、たて中帯、よこ三条の帯にさらに対角線の斜帯みな二条の線の帯

であり、かつ上下の両横帯にのみ列点の珠文を加え、中央の交点にのみ乳文をおき、区画内に珠文をちらすはか顕著な装飾性のないところからこの馬鐸の占める位置がせめられる。他の二個の馬鐸また中央たて帯をもたないはかは前者と同工といつてよく大差をつけがたい。

なお馬鐸の筒形の度合は時のうつりをうかがううえに大きいよりどころとなりがたいというも、一般的には筒形の度合いを強め、かつ小形から大形にうつる傾向をもつていふこともつけ加えておきたい。本東宮山古墳出土の馬鐸の大きさおよび扁平度とも中程度を保っている。

(6) 横口式石室

福岡市老司古墳の主体構造から考えて、わが横口式石室は前行の竪穴式石室の一方に小口を通じ追葬を前提とする葬制の変化による石室構造の変移と見られ、また北九州各地に竪穴系横口式石室の存在するにしても高勾麗古墳などの半島葬制の影響を無視することはできない。わが竪穴式石室を母胎とし、半島の葬制をとり入れ発展させたものと考えられる。これははやく北九州地方で行なわれたその一つ福岡市周船寺丸隈山古墳では、後丘につくられた横口式石室の羨門を前方正面に向ける如きは、わが独自の前方後円形の墳丘に必ずしもマッチした主体構造とみとめがたく、漸次その石室の方向をクビレ部に、あるいはより短い距離の横に開くなど、墳丘に適合する努力のあとがうかがわれることからしてもこの考えをたすける。後丘上に主軸に平行してつくられた横口式石室の羨門を長い前方に向けて開くふつりあいな丸隈山古墳の主体の石室

は、四隅が直角で奥壁よりがひろく、前よりにせままる羽子板状の床平面を呈し、奥および両側壁は割石などの小形の石で小口積した各壁面内に傾ける構造で、したがって床面よりもせまい天井に二ないし三枚の蓋石を覆っている。このような横口式石室が北九州で五世紀の前代に早く行なわれている。すでに関連遺物の考察のさいふれた関行丸古墳また稻荷山古墳などはいずれも五・六世紀の交の同じ構造の石室をもちながらも、その石室の羨道の方向を前方後円丘のくびれ部にとつている。主体の構造にいくらかの相違があり、出土遺物に同じ遺物をもちあうものではないが、きわめて関連性の強い性質の熊本県船山古墳の主体にしてもしかりである。さらに透彫りの広い帯冠をもちあう十善ノ森古墳での日本海岸でもつとも古い横口式石室といわれている石室にしても、あるいは三葉透環頭柄頭と船載の長宜子孫銘内行文鏡をもちあつている岡田山古墳の同じ構造の両横口式石室では主軸に直角の横向きに構造するという移りかわりがうかがえる。

追葬の有無は別にしてもこのような追葬を可能にする横口式石室の各地へのうけ入れられ方は、必ずしも同じ傾向を示すとはいいたくないことは、畿内におけるはじめの横口式石室は四角に近い平面が考えられていることから容易にさつせられる。

さて本東宮山古墳の横口式石室は、すでにふれたその法量からして、長四・三三米、奥幅一・九五米、前よりで一・八〇米の四隅の直角な羽子板状平面を呈しており、その壁面は割石の小口積で内傾するように構

造され、また羨道の短いことは同じ長宜子孫銘内行花文鏡および三葉透環頭柄頭をもちあう岡田山古墳の石室、魚形歩揺さえつけた透彫の広い帯冠をもちあう十善ノ森古墳、また魚形歩揺をもちあう関行丸古墳のいずれとも同じ趣の横口式石室である。すでにふれたように十善ノ森古墳は日本海岸地域におけるもつとも古い横口式石室とさえ考えられており、さらには魚形歩揺をもちあうもう一つの稲荷山古墳の石室は竪穴式石室に近い単室の構造であり、三葉環頭をもちあう丸山古墳の横口式石室は羨道がなくなっているうえに奥壁下半に巨石をすえるという新しい趣きをとり入れてはいるが、それから上は小形石の小口積の壁面は内傾した壁積構造で四隅は直角を呈した羽子板状の長四角という趣をのこし、ことなるものでない。

本古墳の横口式石室は関連遺物をもちあう既述の諸古墳と等しい性格をもっているといつてよい。かつ本古墳は西瀬戸内に位置し、九州で定形化した横口式石室をうけ入れうるに都合な地域性もまた見おとせない。ところがそのように主体の構造が等しいうえ、既述の関連遺物をもつ諸古墳の殆どが前方後円墳か、まれに前方後方墳であるというに、本古墳は小形の円墳である。ただひとつ三葉透環頭出土の丸山古墳が円墳であるというも、五〇米の大形墳に比べると、本古墳の見劣りを覚えぬではない。しかし川之江・伊予三島両市をいだき燧灘を一望する東宮山という独立丘頂に巖然とただ一つ構造された古墳と見るとき、その危憂はきえないでない。

要するに本古墳の主体の横口式石室は、横口式石室としての形をととのえた早い時期の九州的な形態を伝えもつもので、東宮山という大きな独立丘の舞台を加え見るとき、この地方でとくに目立つた古墳というにはずかしくない。

註

- (1) 梅原末治博士「出雲国八束郡岡田山古墳調査報告」中央史壇四四、四五号
- (2) 四川省博物館重慶市博物館合編「四川省出土銅鏡」三九図
- (3) 陝西省文物管理委员会「陝西省出土銅鏡」六八図、洛陽市文物管理委员会編「洛陽出土古鏡」九八図
- (4) 斎藤忠博士他「三味塚古墳―茨城県行方郡玉造町所在」茨城県教育委員会
- (5) 足立正氏「伯耆国西伯郡高麗山麓の古墳」人類学会雑誌一六の一八六号、梅原末治博士「因伯三國に於ける古墳の調査」鳥取県史蹟地調査報告二、佐々木謙氏他「福岡古墳群」
- (6) 斎藤優氏「若狭上中町の古墳」福井県上中町教育委員会
- (7) 浜田耕作・梅原末治両博士「近江高島郡水尾村鴨の古墳」京都大学文学部考古学研究报告八冊
- (8) 渡辺正気氏著「佐賀市関行丸古墳」佐賀県文化財調査報告七
- (9) 小泉頭夫氏他「慶尚北道達城郡達西面古墳調査報告」大正十二年度古蹟調査報告第一冊、浜田耕作・梅原末治両博士「慶尚北道・慶尚南道古蹟調査報告」大正七年度古蹟調査報告第一冊、浜田耕作・梅原末治両博士「慶州金冠塚とその遺宝」大正十三年度古蹟調査特別報告第三冊他
- (10) 註(1)に同じ、茂木雅博氏「古式古墳の性格」古代学研究五六
- (11) 註(6)に同じ
- (12) 明治二八年「埋藏物録」七
- (13) 瀧口宏氏他「上総金鈴塚古墳」千葉県教育委員会
- (14) 鈴木博司氏「栗東郡安養寺古墳群発掘報告」滋賀県史蹟調査報告一二冊

五 結 び

(1) 年代について

東宮山古墳の出土遺物と主体構造並に関連遺物・遺跡について検討を行ない、本古墳の年代とその性質を考えるよりどこを求めた。

ところがわが古墳は、はじめ歴史的人物であるはずの支配者層の限られた人々のためにきわめて大きな墳丘がつくられ、かつ豊富な遺物を副葬する顕著な特質をもっているものにしても、それがいつつくられたかの絶対年代を確証づけるものがなく、またどのような歴史的人物であるかの銘記は全くない。したがって前者の年代については副葬されている中国漢代以降の製作になる古鏡によつて年代をきめる方法が梅原博士等により早くより行なわれてきた。ついで歴史時代に近い古墳時代後期に相当する天皇陵のいくつかが文献のたすけをえてたしかめられ、そのひとつ聖徳太子磯長墓の主体構造と同じ類型の横口式石室内出土の須恵器を基準にして、須恵器の編年観から中・後期古墳の年代をきめる方法が榎崎、森氏等によつて開発せられ、あるいは絶対年代を示す遺物出土の南鮮新羅の壺杆墓の調査から金冠塚を始め古新羅の古墳年代の確実性をつよめうることによつて、同じ類型の遺物をふくみもつわが古墳の年代をきめるによりどころを与えることもなつた。

さて本古墳の年代ぎめに、まづははじめに右の三つの考察の方法が用

いられうる。そのひとつ内行花文鏡は中国からの舶載で、漢隸になる銘と鏡式から漢代製作と考えられるものから、魏晋のころの古墳にも埋蔵されていることもあつて、出土古墳の最上限をかぎるにとどまる。すでにふれたようにわが国の古墳には内行花文鏡の倣製は多いが、この種鏡の倣製はない。同類型の舶載鏡が、本古墳出土と同類の三葉透環頭を出土する松江市岡田山古墳から出土するにとどまり、これを以つて本古墳の年次はしほりがたい。ついで古新羅古墳が五世紀始めごろに絶対年代をもつもののあることが壺杆墓によつて明らかにせられてみると、金冠塚その他の古新羅古墳に副葬せられていたと同類型の三葉透環頭柄頭からその年代の上限を一応五世紀初葉と考えさせる。それはまた透彫の帯冠についても、同様にいえる。

衝角式冑は大阪府黒姫山、野中古墳その他の中期古墳にあり、馬鐸また中期後半とする滋賀県新開古墳のものと金冠塚出土に近いものがあつて、それらの遺物から本古墳の上限を五世紀前葉にかぎることができ。それでは本古墳の下限はどうであらうか。馬鐸の様式上本古墳出土のそれにおくれるものが奈良朝かその直前という古墳時代末期の千葉県金鈴塚から出土していることから本古墳を古墳時代末期よりは下しえないこというまでもない。

さて土師器と須恵器であるが、すでにのべたように古い須恵器風のつくりの土師高坏があるというも、須恵蓋坏、および埴は須恵器編年からすると第Ⅱ期のおわり近い六世紀前葉を考えさせる。



第一五図 左 複三葉透環頭柄頭 右 立挙付帯冠

以上三つの方法のほか関連遺物出土の主体の構造についてみると帯冠附飾の魚形歩揺はわが古墳出土にきわめてとほしいが、同じ魚形歩揺をかざる透彫半筒形金具をもつ稲荷山および関行丸両古墳の横口式石室が、前方後円丘のクビレ部に方向を向けるということは、その前方に向ける丸隈山古墳におくれる趣向で、前者を六世紀初め、後者を五世紀末ないし六世紀初とされている。さらに同じ魚形歩揺をかざる帯冠出土の日本海岸でもつとも古いといわれる十善ノ森古墳の横口式石室の構造は関行丸および本古墳の主体構造と等しいが、北九州で定型化した横口式石室が主軸と直角の横向きの方角づけで受入れられていることを思えば稲荷山および関行丸両古墳より新しい趣向と推され、それが日本海岸でもつとも早くうけ入れられたにしても五世紀末にあてようとする著者の考えに同意しがたく相対的におくれたものといわなければならない。

同様に横口式石室でさきにふれた内行花文鏡と三葉透環頭を出土しておつてその主体は十善ノ森古墳のそれと同様な岡田山古墳の主体また主軸に直角の方角をとつておること十善ノ森古墳に近い時期を考えてよい。ついで透彫帯冠出土の茨城県三味塚古墳は組合式石棺という異った性質の主体であつて構造上の勘考に資したいが、透彫帯冠出土で関連あるこの古墳を六世紀初めとする著者の考えに耳をかたむけておいて、三葉透環頭出土のもう一つの丸山古墳では本古墳同様円墳であつて、石室の方角づけでとらえられないが、横口式石室の奥壁下半に巨石を用いることのように、一一米にもおよぶ長い羨道をもつことを考えあわせて六

世紀中葉とする著者の言をきくと、本古墳を五世紀末ないし、六世紀中葉との間におく妥当性が思われてくる。が本古墳の石室構造を丸山古墳のそれに比べると、四壁は割石ないし、河原石の小口積で、かつ羨道の短い本古墳の石室は奥壁に巨石をすえ、かつ羨道の長い丸山古墳のそれよりも古い石室構造と考えられる。そのうえ福井県の日本海岸近くの丸山古墳と瀬戸内海の中ごろの東宮山古墳の両地理的な受け入れ方のちがいからしても丸山古墳同様の六世紀中葉にくだしがたい。したがって本古墳を六世紀の前葉とおさえることの合理性が考えられる。

同じ類型遺物をもちあうとはかぎらないが、例えば透彫帯冠にかぎらず、広く帯冠冠帽その他の同じ性格の遺物をもつ熊本県船山古墳など特別の関係深さが考えられるほか、三葉透環頭にしても、ここに取扱った単三葉のほか行田市將軍塚出土などのごとき複三葉透環頭(第一五〇―左)との関連なり、あるいは三葉装飾についてみると船山古墳出土の帯冠の立拳の打出しかざり(第一五〇―右)とか、三葉飾金銅杏葉など、さらに帯冠透彫の剣菱形意匠が十善ノ森また丸山両関連古墳にとどまらず、多くの古墳出土の剣菱形杏葉その他にも関連することについての検討を行ないうるなら、さらに充実が期待せられないでない。

(2) 本古墳の性格と被葬者

本古墳出土の遺物はすでにふれたように、その全貌を伝えるとはいいがたく、かつ豊富ではない。ところが、本古墳の如き透彫帯冠は十善ノ森、長者平および三味塚古墳のほかは見られず、しかも独自の魚形歩揺

の如きは十善ノ森と長者平両古墳の帯冠にみられるにすぎず、例え半筒形金銅透彫金具にかざられたものがあるとしてもそれも関連行丸および稲荷塚の二古墳にすぎない。

半島古墳出土に多い三葉透環頭がわが国で本古墳から出土していることは帯冠とともに半島の要素のつよいものであり、また透彫魚形垂飾が金冠塚等から出土しているが、本帯冠など一連の魚形歩揺にはわが創造の加えられていることに興味を覚える。また本古墳の年代決定に重要な役割を果たしたところの船載の内行花文鏡を加えもつていことは、岡田山古墳とともに古墳の性格をゆたかにするものとして重要である。さらに三葉透環頭と内行花文鏡をもちあう岡田山古墳では圭頭大刀や金銅丸玉、金銅鞍金具を伴い、魚形歩揺を伴う透彫帯冠出土の十善ノ森古墳では流雲文方格規矩鏡、竜文透彫杏葉を、魚形歩揺をもつ関行丸古墳では方格規矩鏡、立拳付帯冠を、同稲荷塚古墳では立拳付帯冠、金製耳飾、金銅杏、魚佩を、三葉透環頭をもちあう丸山古墳では画文帯神獸鏡、双竜透彫環頭柄頭など、半島ないしは大陸と関係の少ない遺物ともちあつている。また三味塚古墳では主体の構造が本古墳の横口式石室との勘考に役立ちえなかつたとはいえ、その主体の組合式石棺はすでにふれたように、大陸要素のつよいもので、わが前方後円墳の墳丘に設けられる石室所在の方式にそわず、主軸に斜交までして東枕の東西の大陸的な方向をとつていっているというこのうえ、金銅製耳飾その他の半島的要素のつよい遺物をもつていことは前記諸古墳とことなるものでない。

いずれも大陸的な色彩こいことは、それらの古墳の被葬者がそれぞれの地域にあって新しい大陸文化をいち早くとり入れうるほどに鋭敏な感覚のもち主であつたことが思われる。しかもまた倣製鏡をもち（三味塚、関行丸）、鹿角装大刀や刀子（三味塚、関行丸、および稻荷山古墳）に勾玉や貝輪その他のわが独自の遺物をもちあわせておつて、それぞれの地方でもつともすぐれた遺物の持主と見られ、東宮山古墳の被葬者もまたそれにもれない。本古墳に先立つ金子山古墳^(註)について東伊予におけるこの時期のただ一つの内容の充実した古墳で、その小円墳なのはすでにのべたように独立丘を加えることによつてその優位性をきづつけるものとは

思われない。それはまた横口式石室を主体にとり入れる新しい感覚のもち主は、墳丘の大きさにこだわることなく、実質的な方向に目を見開いていた人と考えてよからう。

さらに一言加えると、この地域を根拠とする地方豪族の古墳としての墳丘の大きさに不足を覚えるなら、旅路における不幸な中央要人の墳墓とする所伝も一考に値しようか。

註 松岡文一氏「伊予金子山古墳」古代学研究17によると新居浜市金子丙一五の尾根の先端にある前方後円墳で主体は堅穴式石室であり、平縁半円方形帯六神四獣鏡、鈴鏡、垂飾付金銅耳飾、靱その他出土で、著者は五世紀末とする。